| 平 | 成 | 28 | 年 | 月 | \exists |
|---|---|----|---|---|-----------|
| | | | | | |

[全がん連加盟団体名] [全がん連加盟団体代表者名]

「がん対策基本法改正案」衆議院での早期審議並びに今国会での成立を求める要望

謹啓

先生におかれましては、平素よりがん対策の推進にご理解とお力添えをいただき、がん患者や家族の立場から心より御礼申し上げます。

「がん対策基本法改正案」に関しては、11月15日の参議院厚生労働委員会において、与野党の全会派一致による委員長提案として上程され、委員会では全会一致により可決されるとともに、11月16日の参議院本会議において、参議院厚生労働委員会による提案として上程され、本会議でも同じく全会一致により可決されました。

「がん対策基本法改正案」では、「罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされること」「がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発」「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」「小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けられるようにすること」「事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めること」「がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」など、がん医療やがん対策の向上と、がん患者や家族の身体的、精神的、社会的な苦痛の軽減などに向けた改正が盛り込まれています。

5年ごとに改定される国の「がん対策推進基本計画」が厚生労働省「がん対策推進協議会」で現在検討されており、「がん対策基本法改正案」の内容が国の「がん対策推進基本計画」に反映されるためには、今国会での成立が不可欠な状況にあります。多くのがん患者の命や生活を左右する重要な法案が、政治の状況で後回しにされることがないよう、「がん対策基本法改正案」を衆議院で1日も早くご審議いただくために先生のご理解とお力添えを賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

団体からのメッセージ欄

「本要望の趣旨に沿い、団体の活動概要または一言メッセージなどをご記入ください]